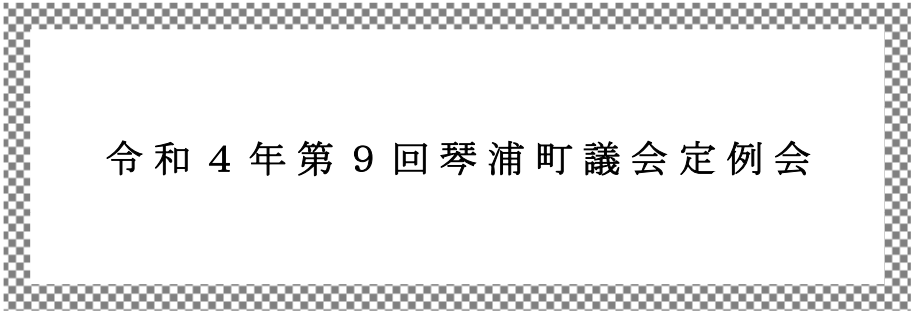


令和4年12月8日招集



令和4年第9回琴浦町議会定例会

琴 浦 町

# 町長提出議案

議案第 120 号	琴浦町職員の定年等に関する条例の一部改正について	120
議案第 121 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	121
議案第 122 号	琴浦町公共下水道条例の一部改正について	122
議案第 123 号	琴浦町農業集落排水処理施設条例の一部改正について	123
議案第 124 号	琴浦町農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正について	124
議案第 125 号	令和 4 年度琴浦町一般会計補正予算(第 6 号)	別冊
議案第 126 号	令和 4 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)	別冊
議案第 127 号	令和 4 年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)	別冊
議案第 128 号	令和 4 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)	別冊
議案第 129 号	令和 4 年度琴浦町水道事業会計補正予算(第 3 号)	別冊
議案第 130 号	令和 4 年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第 4 号)	別冊
議案第 131 号	財産の取得について(新ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業用地)	131
議案第 132 号	字の区域の変更について	132

議案第120号

琴浦町職員の定年等に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町職員の定年等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年12月8日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和4年琴浦町条例第 号

琴浦町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町職員の定年等に関する条例(平成16年琴浦町条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条—第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第14条)</u></p> <p>附則</p> <p>    <u>第1章 総則</u></p> <p>    (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>)  <u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>    <u>第2章 定年制度</u></p> <p>    (定年による退職)</p> <p>第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した<u>日以後</u>における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した<u>日後</u>における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職す</p>

する。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職

る。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職

員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、町長が規則で定める。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(管理監督職勤務上限年齢制の対象とな

員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。
- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、町長が定める。

る管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)第8条第1項に規定する職

(2) 琴浦町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年琴浦町条例第186号)第4条に規定する職(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢

を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等すること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当



該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢

別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるものを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長され

た当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制  
(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員

が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(町が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年9月1日から施行する。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月</u>	<u>62年</u>

附 則

この条例は、平成16年9月1日から施行する。

<u>31日まで</u>	
<u>令和9年4月1日 から令和11年3月 31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日 から令和13年3月 31日まで</u>	<u>64年</u>

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 3 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年(第7条各号に掲げる職を占める職員にあっては、当該各号に定める年齢。以下この項において同じ。)に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後にお

ける勤務の意思を確認するよう努めるものとする。	
-------------------------	--

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

### (勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の琴浦町職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の琴浦町職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則

で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づ

く選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(町が加入する地方自治法(昭



和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。

次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1

日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第 1 2 1 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例の制定について

別紙のとおり、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6  
7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和4年琴浦町条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(琴浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 琴浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成16年琴浦町条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 琴浦町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p>

(琴浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 琴浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年琴浦町条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

(琴浦町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 琴浦町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成16年琴浦町条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の月額</u>(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年琴浦町条例第10号)第10条第1項から第4項までに規定する報酬の額と当該報酬額に対する第11条に規定する在勤地域に係る報酬の合計額)及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、給料の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年琴浦町条例第10号)第10条第1項から第4項までに規定する報酬の額と当該報酬額に対する第11条に規定する在勤地域に係る報酬の合計額)及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>

現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年琴浦町条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるもの</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるもの</p>



とし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、別に定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、別に定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週

とし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、別に定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員にあつては8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、別に定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日(育児短時間

<p>休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき、1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で別に定める日数)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき、1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で別に定める日数)</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>
--	---

(琴浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 琴浦町職員の育児休業等に関する条例(平成16年琴浦町条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p>
--	---

(琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、<u>級別標準職務表(別表第2)に定める標準的な職務の内容を基準として規則の定めるところにより、給料表に定める職務の級に分類するものとする。</u></p> <p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 職員が、一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職務から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>規則で定めるところにより決定する。</u></p> <p>5 職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。次項から第10項まで同じ。)の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて行うものとする。</p> <p>6～10 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、<u>これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類する職務の内容は別表2のとおりとする。</u></p> <p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 職員が、一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職務から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、<u>規則の定めるところにより決定する。</u></p> <p>5 職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。次項から第10項まで同じ。)の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて行うものとする。</p> <p>6～10 略</p> <p>11 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>

(短時間勤務職員等の給料月額)

第4条の2 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、前条第2項から第4項まで、第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第2項から第4項まで、第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて

(短時間勤務職員等の給料月額)

第4条の2 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、前条第2項から第4項まで、第6項、第7項及び第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第2項から第4項まで、第6項、第7項及び第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に算出率を乗じて得た額とする。

得た額とする。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この項及び次項において「運賃

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。た

等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この項において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス 略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月

数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス 略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数

数を乗じて得た額)第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この項及び次項において「特別急行列車等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特別急行列車等に係る通勤手当支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円を支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の特別急行列車等を利用するもの

を乗じて得た額)第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特別急行列車等に係る通勤手当支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円を支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金



として当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

4～8 略

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) 略

2 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」と

等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 略

4～8 略

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) 略

2 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

する。

### 3 略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が一箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

### 6 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条に規定する勤務1時間当た

### 3 略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が一箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

### 6 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 第12条に規定する勤務1時間当た

りの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、別に定める時間数)を減じたもので除して得た額とする。

- 2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、別に定める時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に規則で定める額を加算した額とする。

(期末手当)

#### 第19条 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額

りの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあつては、別に定める時間数)を減じたもので除して得た額とする。

- 2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあつては、別に定める時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に規則で定める額を加算した額とする。

(期末手当)

#### 第19条 略

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

- 3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎

は、期末手当基礎額に、100分の67.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じて、前当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

#### 4～6 略

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短

額に、100分の67.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じて、前当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

#### 4～6 略

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用の職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用の職員

時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

(短時間勤務職員等についての適用除外)

第24条の3 第4条第3項から第10項まで、第9条から第10条の3まで及び第11条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第9条から第10条の3まで及び第11条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～13 略

14 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第16項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 琴浦町職員の定年等に関する条例(平成16年琴浦町条例第32号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条

当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

(再任用職員についての適用除外)

第24条の3 第9条、第10条、第10条の2、第10条の3及び第11条の2の規定は再任用職員及び育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

附 則

1～13 略

の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 琴浦町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第18項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎

給料月額と特定日給料月額」とあるのは、  
「第4条第2項の規定により当該職員の  
属する職務の級における最高の号給の給  
料月額と当該職員の受ける給料月額」と  
する。

18 異動日の前日から引き続き給料表の適  
用を受ける職員(附則第14項の規定の適  
用を受ける職員に限り、附則第16項に規  
定する職員を除く。)であって、同項の規  
定による給料を支給される職員との権衡  
上必要があると認められる職員には、当  
分の間、当該職員の受ける給料月額のほ  
か、規則で定めるところにより、前2項  
の規定に準じて算出した額を給料として  
支給する。

19 附則第16項又は前項の規定による給料  
を支給される職員以外の附則第11項の規  
定の適用を受ける職員であって、任用の  
事情を考慮して当該給料を支給される職  
員との権衡上必要があると認められる職  
員には、当分の間、当該職員の受ける給  
料月額のほか、規則で定めるところによ  
り、前3項の規定に準じて算出した額を  
給料として支給する。

20 附則第14項から前項までに定めるもの  
のほか、附則第14項の規定による給料月  
額、附則第16項の規定による給料その他  
附則第14項から前項までの規定の施行に  
関し必要な事項は、規則で定める。

21 育児短時間勤務職員等に対する附則第  
14項の規定の適用については、同項中「  
とする」とあるのは、「」に、算出率を乗  
じて得た額とする」とする。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号棒	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号棒	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
		$\frac{18}{7,700}$	$\frac{21}{5,200}$	$\frac{25}{5,200}$	$\frac{27}{4,600}$	$\frac{28}{9,700}$	$\frac{31}{5,100}$



短 時 間 勤 務 職 員	円	円	円	円	円	円													
	18	21	25	27	28	31													
	7,	5,	5,	4,	9,	5,1													
	70	20	20	60	70	00													
	0	0	0	0	0														

別表第2(第3条関係)  
行政職の給料表級別標準職務表略

別表第2(第3条関係)  
行政職の給料表級別職務分類表略

(琴浦町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 琴浦町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年琴浦町条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定年前提任短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第17条 第4条、第4条の2、第4条の3、第5条の2の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員及び育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第17条 第4条、第4条の2、第4条の3、第5条の2の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</u></p>

(琴浦町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第8条 琴浦町職員等の旅費に関する条例(平成16年琴浦町条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 町が職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する職員(非常勤職員(同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。))をいい、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。)及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 町が職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する職員(非常勤職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。))をいい、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。)及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p>

(琴浦町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 琴浦町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年琴浦町条例第186号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の職員は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の職員は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 略</p>

<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第20条 第5条、第5条の2、第5条の3、第6条の2の規定は、<u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員及び育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p>	<p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第20条 第5条、第5条の2、第5条の3、第6条の2の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員及び育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p>
---	---

(琴浦町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第10条 琴浦町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成16年琴浦町条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手続及び効果並びに失職の事由の特例に関し定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>(<u>降給に関する経過措置</u>)</p> <p>3 <u>琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)附則第14項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給と</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職<u>及び休職</u>の手続及び効果並びに失職の事由の特例に関し定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 略</p>

する。

4 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(琴浦町職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 琴浦町職員の再任用に関する条例(平成16年琴浦町条例第33号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される琴浦町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される琴浦町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の琴浦町職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第11条第2項、第13条第2項及び第16条の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正す

る法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(本項及び次項において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 琴浦町職員の給与に関する条例第4条第3項及び第6項から第10項まで、第9条から第10条の3まで並びに第11条の2並びに新給与条例第4条第4項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第14項から第21項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(琴浦町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 琴浦町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第4条の2、第4条の3及び第5条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(琴浦町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 琴浦町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第5条の2、第5条の3及び第6条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第122号

琴浦町公共下水道条例の一部を改正する条例

別紙のとおり、琴浦町公共下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本会議の議決を求める。

令和4年12月8日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和4年琴浦町条例第 号

琴浦町公共下水道条例の一部を改正する条例

琴浦町公共下水道条例(平成16年琴浦町条例第177号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(排水設備の設置) 第3条 略 2 略 3 使用者が排水設備等を共同使用するときは <u>当事者間で同意の上、共同利用する旨を町長に届け出なければならない。</u> 4 略 (使用料の徴収) 第15条 略 2 略 3 使用者は、 <u>町長が指定する納期限までに使用料を納付しなければならない。</u> 4 略	(排水設備の設置) 第3条 略 2 略 3 使用者が排水設備等を共同使用するとき、 <u>その他町長において必要があると認めるときは、当該使用者は、遅滞なく総代人を選定して町長に届け出なければならない。総代人を変更するときも、同様とする。</u> 4 略 (使用料の徴収) 第15条 略 2 略 3 使用料は、 <u>毎使用月の翌々月末日までに納入しなければならない。</u> 4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第123号

琴浦町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

別紙のとおり、琴浦町農業集落排水処理施設条例の一部を改正することについて、  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本会議の  
議決を求める。

令和4年12月8日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和4年琴浦町条例第 号

琴浦町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

琴浦町農業集落排水処理施設条例(平成16年琴浦町条例第153号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第6条 排水設備の<u>計画の確認</u>については、<u>琴浦町公共下水道条例(平成16年琴浦町条例第177号。以下「公共下水道条例」という。)</u>第5条の規定を準用する。</p> <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の<u>工事の施工</u>については、町長が指定する排水設備工事</p>	<p>(使用料の督促等)</p> <p><u>第2条の2 使用料の督促並びに督促手数料及び延滞金の徴収については、琴浦町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成20年琴浦町条例第46号)の規定による。</u></p> <p>(排水設備の計画の確認)</p> <p>第6条 排水設備を新設、改築、修理又は撤去(以下「<u>新設等</u>」という。)をしようとする者は、<u>あらかじめその計画がこの条例の規定に適合するものであることについて規則で定める申請書に書類を添付して町長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により確認を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあつては、事前にその旨を町長に届け出ることをもって足りる。</u></p> <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の<u>工事の施行</u>については、町長が指定する排水設備工事</p>

<p>業者(以下「<u>指定工事店</u>」という。)でなければ行うことができない。</p> <p><u>2 前項に規定する指定工事店に関する必要事項は、公共下水道条例第6条第2項の規定を準用する。</u></p> <p><u>第9条 削除</u></p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p><u>第10条 排水設備の工事の検査については、公共下水道条例第7条の規定を準用する。</u></p> <p>(使用料等の徴収)</p> <p><u>第13条 町長は、施設の使用料を使用者から徴収する。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p><u>第15条 削除</u></p>	<p>業者でなければ行うことができない。</p> <p>(業者の指定等)</p> <p><u>第9条 前条に規定する排水設備の工事を行う業者(以下「指定工事店」という。)の指定に関しては、規則で定める。</u></p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p><u>第10条 排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了した日から10日以内に町長に届け出て、検査を受けなければならない。</u></p> <p>(使用料等の徴収)</p> <p><u>第13条 町長は、使用料を使用者から徴収する。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(分担金の減免)</p> <p><u>第15条 分担金の額及び賦課基準並びに徴収方法は、琴浦町農業集落排水事業分担金徴収に関する条例(平成16年琴浦町条例第155号)の規定によるもののほか、町長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している受益者</u></p> <p><u>(2) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減額し、又は免除する必要があると認められる受益者</u></p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第124号

琴浦町農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例

別紙のとおり、琴浦町農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本会議の議決を求める。

令和4年12月8日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

令和4年琴浦町条例第 号

琴浦町農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例

琴浦町農業集落排水処理施設使用料条例(平成16年琴浦町条例第154号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第2条 <u>町長は、農業集落排水施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。</u></p> <p>2 <u>使用料の徴収については、琴浦町公共下水道条例(平成16年琴浦町条例第177号)第15条第2項、第3項及び第4項の規定を準用する。</u></p> <p>(使用料の督促等)</p> <p>第2条の2 <u>使用料の督促並びに督促手数料及び延滞金の徴収については、琴浦町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成20年琴浦町条例第46号)の規定による。</u></p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第3条 <u>使用料の算定については、公共下水道条例第16条の規定を準用する。</u></p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第2条 <u>使用料は、納入通知書により毎月徴収する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、土木又は建築に関する工事の施行その他の事由により、臨時に施設を使用しようとする者から概算により前納させることができる。</u></p> <p>3 <u>前項の前納金は、使用者から施設の使用を廃止した旨の届出があったときその他町長が必要と認めたときに精算し、過不足のあるときはこれを還付し、又は追徴する。</u></p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第3条 <u>一般家庭の使用料の額は、町長が認定する世帯及び世帯員につき、基本料金と世帯員割との合計額とし、別表第1</u></p>

のとおりとする。

2 世帯員の確認は使用月末日現在の住民基本台帳等により確認する。ただし、長期不在等の場合は、その旨を町長に届け出て承認したときはこの限りでない。

3 一般家庭以外の使用料の額は、基本料金と従量割との合計額とし、別表第2のとおりとし、次の各号の定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。

4 使用者が使用月の中途において施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用月の使用料は、次のとおりとする。

(1) 一般家庭において、月の16日以後に使用を開始したとき、又は15日以前に使用を中止したときは、使用期のうちその月の使用料は所定額の2分の1とする。

(2) 一般家庭以外

ア 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1

イ 使用水量が基本水量の2分の1を超え基本水量以下のときは、基本料金

ウ 使用水量が基本水量を超えるとき

(加入金)

第4条 新たに農業集落排水施設を使用しようとする者(以下「加入者」という。)は、加入金を納入しなければならない。

2 加入金の額及び賦課基準並びに徴収方法は、琴浦町農業集落排水事業分担金徴収に関する条例(平成16年条例第155号)の規定を準用する。

3 加入者は、公共柵と本管の接続工事が必要な場合、その工事費を別途負担するものとする。

(使用料の減免)

第5条 町長は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

は、基本料金と超過料金

(加入金)

第4条 新たに施設を使用しようとする者は、加入金として次表の金額を納入しなければならない。ただし、公共柵から本管までの接続工事費は、別途加入者の負担とする。

施設	加入金額(1戸使用当たり)
農業集落排水施設	290,000円

(使用料の減免)

第5条 町長は、特別の事情があると認めるときは、使用料及び加入金を減免することができる。

別表第1(第3条関係)

使用料(1箇月当たり)〔一般家庭〕	
基本料金(1世帯につき)	世帯員割(1人につき)
2,200円	550円

別表第2(第3条関係)

使用料(1箇月当たり)〔一般家庭以外〕	
基本料金(10m <sup>3</sup> まで)	従量割〔超過分〕(1m <sup>3</sup> につき)



	2,200円	165円
--	--------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第125号

令和4年度琴浦町一般会計補正予算（第6号）

令和4年度琴浦町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,161,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による

令和 4 年 12 月 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 分担金及び負担金		61,869	335	62,204
	2. 分担金	5,675	335	6,010
15. 国庫支出金		1,557,439	△2,785	1,554,654
	1. 国庫負担金	791,791	12,806	804,597
16. 県支出金		762,227	△15,591	746,636
	1. 県負担金	1,153,667	10,816	1,164,483
18. 寄附金		360,502	△1,525	358,977
	2. 県補助金	736,072	12,341	748,413
19. 繰入金		358,919	1,685	360,604
	1. 寄附金	358,919	1,685	360,604
21. 諸収入		570,612	76,300	646,912
	1. 特別会計繰入金	30,023	△200	29,823
22. 町債		540,589	76,500	617,089
	5. 雑入	205,746	55	205,801
歳入		176,398	55	176,453
	1. 町債	827,048	15,400	842,448
歳入	合 計	827,048	15,400	842,448
歳入	合 計	12,059,712	101,806	12,161,518

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,839,245	△4,542	2,834,703
	1. 総務管理費	2,635,609	△5,851	2,629,758
	2. 徴税費	116,420	1,259	117,679
3. 民生費	3. 戸籍住民登録費	62,789	50	62,839
		3,412,655	12,894	3,425,549
	1. 社会福祉費	1,802,050	△11,625	1,790,425
4. 衛生費	2. 児童福祉費	1,440,462	3,075	1,443,537
	3. 生活保護費	156,333	21,444	177,777
		502,392	6,472	508,864
5. 農林水産業費	1. 保健衛生費	243,631	914	244,545
	2. 清掃費	251,326	5,558	256,884
6. 商工費		1,094,977	18,685	1,113,662
	1. 農業費	1,041,063	3,631	1,044,694
	2. 林業費	42,339	54	42,393
7. 土木費	3. 水産業費	11,575	15,000	26,575
		291,213	11,570	302,783
	1. 商工費	291,213	11,570	302,783
8. 消防費		942,418	10,181	952,599
	2. 道路橋梁費	406,149	781	406,930
	3. 河川費	14,400	2,800	17,200
	4. 都市計画費	401,291	6,600	407,891
9. 教育費		290,115	3,545	293,660
	1. 消防費	290,115	3,545	293,660
		904,809	24,645	929,454

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 災害復旧費	2. 小学校費	114,932	9,092	124,024
	3. 中学校費	84,247	4,703	88,950
	4. 社会教育費	297,925	5,100	303,025
	5. 保健体育費	232,040	5,750	237,790
			55,571	5,235
12. 諸支出金	1. 農林水産業災害復旧費	55,560	5,235	60,795
		35,538	12,510	48,048
13. 予備費	1. 諸費	35,538	12,510	48,048
		16,497	611	17,108
歳出	合計	12,059,712	101,806	12,161,518

## 第 2 表 地 方 債 補 正

1. 追加 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 田越笠見地区浸水対策事業</li> <li>・ ポート赤碕内通路リニューアル事業（過疎対策事業債）</li> <li>・ 現年発生農業用施設災害復旧事業</li> </ul>	500 11,000 1,600	証書借入又は 証券発行	年3.5%以内（但し、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2. 変更 (単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 笠見水路整備事業</li> <li>・ 河内川河床掘削事業</li> </ul>	8,000 2,500	証書借入 又は証券 発行	年3.5%以内（但し、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	10,000 2,800	補正前 に同じ	補正前 に同じ
						償還の方法 補正前 に同じ

## 第 3 表 繰 越 明 許 費 補 正

1. 追加 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業	140,000
6. 商工費	1. 商工費	赤碕ふれあい広場リニューアル事業	150,700
6. 商工費	1. 商工費	ポート赤碕内通路リニューアル事業	11,000

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
13. 分担金及び負担金	61,869	335	62,204
15. 国庫支出金	1,557,439	△2,785	1,554,654
16. 県支出金	1,153,667	10,816	1,164,483
18. 寄附金	358,919	1,685	360,604
19. 繰入金	570,612	76,300	646,912
21. 諸収入	205,746	55	205,801
22. 町債	827,048	15,400	842,448
歳入合計	12,059,712	101,806	12,161,518

一 般 (単位：千円)



(歳出) 一般 (単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財		その他		
				特	定			地方債
国県支出金	支出金	債	債	債	債	債		
2. 総務費	2,839,245	△4,542	2,834,703	△7,876			△2,466	5,800
3. 民生費	3,412,655	12,894	3,425,549	3,795				9,099
4. 衛生費	502,392	6,472	508,864	162				6,310
5. 農林水産業費	1,094,977	18,685	1,113,662	8,650	500			9,535
6. 商工費	291,213	11,570	302,783		11,000			570
7. 土木費	942,418	10,181	952,599		2,300		△200	8,081
8. 消防費	290,115	3,545	293,660					3,545
9. 教育費	904,809	24,645	929,454				1,685	22,960
10. 災害復旧費	55,571	5,235	60,806	3,300	1,600		335	
12. 諸支出金	35,538	12,510	48,048				21	12,489
13. 予備費	16,497	611	17,108					611
歳出合計	12,059,712	101,806	12,161,518	8,031	15,400		△625	79,000

## 2. 歳入

### (款) 13. 分担金及び負担金 (項) 2. 分担金

一般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 農林水産業費分担金	275	335	610	1. 農業費分担金	335	現年発生農地災害復旧費分担金 現年発生農業用施設災害復旧費分担金
計	5,675	335	6,010			

### (款) 15. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

1. 民生費負担金	756,047	12,806	768,853	1. 社会福祉費負担金	△3,277	国民健康保険基礎安定制度負担金 障がい者医療費負担金
				4. 生活保護費負担金	16,083	生活保護費負担金
計	791,791	12,806	804,597			

### (款) 15. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費補助金	398,939	△8,366	390,573	1. 総務費補助金	△8,366	デジタル基盤改革支援補助金
2. 民生費補助金	171,317	△7,823	163,494	1. 社会福祉費補助金	△7,730	地域介護・福祉空間整備等施設整備費 交付金
				2. 児童福祉費補助金	△93	子ども・子育て支援交付金
3. 衛生費補助金	2,668	108	2,776	1. 保健衛生費補助金	108	母子保健衛生費補助金
6. 教育費補助金	3,802	490	4,292	5. 学校保健特別対策事業費補助金	490	学校保健特別対策事業費補助金
計	762,227	△15,591	746,636			

(款) 16. 県支出金 (項) 1. 県負担金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費負担金	356,578	△1,525	355,053	1. 社会福祉費負担金	△1,525	国民健康保険基金安定制度負担金 1,369 後期高齢保険基金安定負担金 △1,144 自立支援医療費負担金 △1,750
計	360,502	△1,525	358,977			

(款) 16. 県支出金 (項) 2. 県補助金

2. 民生費補助金	153,767	337	154,104	1. 社会福祉費補助金	430	隣保館運営費補助金 430
3. 衛生費補助金	3,216	54	3,270	2. 児童福祉費補助金	△93	子ども・子育て支援交付金 △93
4. 農林水産業費補助金	444,595	8,650	453,245	1. 保健衛生費補助金	54	産後ケア利用料無償化事業費補助金 54
				1. 農業費補助金	546	農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業補助金 546
				3. 地籍調査事業費補助金	△1,896	国土地籍調査事業費補助金 △1,896
				4. 水産業費補助金	10,000	もろかる6次化・農商工連携支援事業費補助金 10,000
9. 災害復旧費補助金	53,825	3,300	57,125	1. 農業災害復旧費補助金	3,300	現年発生農地災害復旧費補助金 50 現年発生農業用施設災害復旧費補助金 3,250
計	736,072	12,341	748,413			

(款) 18. 寄附金 (項) 1. 寄附金

2. 教育費寄附金	1	1,685	1,686	1. 教育振興費寄附金	1,685	教育振興費寄附金 1,685
計	358,919	1,685	360,604			

(款) 19. 繰入金 (項) 1. 特別会計繰入金

一 般 (単位: 千円)

4. 下水道事業会計繰入金	18,288	△200	18,088	1. 下水道事業会計繰入金	△200	下水道事業会計繰入金	△200
計	30,023	△200	29,823				

(款) 19. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	179,000	79,000	258,000	1. 財政調整基金繰入金	79,000	財政調整基金繰入金	79,000
2. ふるさと未来夢基金繰入金	344,000	△2,500	341,500	1. ふるさと未来夢基金繰入金	△2,500	ふるさと未来夢基金繰入金	△2,500
計	540,589	76,500	617,089				

(款) 21. 諸収入 (項) 5. 雑入

2. 雑入	175,855	55	175,910	1. 現年度分	55	その他雑入 (その他特定財源)	55
計	176,398	55	176,453				

(款) 22. 町債 (項) 1. 町債

3. 農林水産業債	70,800	500	71,300	5. 緊急自然災害防止対策事業債	500	田越笠見地区浸水対策事業	500
4. 土木債	162,200	2,300	164,500	3. 緊急自然災害防止対策事業債	2,300	笠見水路整備事業 河内川河床掘削事業	2,000 300
6. 商工債	157,200	11,000	168,200	1. 過疎対策事業債	11,000	ポート赤碕内通路リニューアル事業	11,000
9. 災害復旧事業債	900	1,600	2,500	1. 農業災害復旧事業債	1,600	現年発生農業用施設災害復旧事業	1,600
計	827,048	15,400	842,448				

### 3. 歳出

#### (款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

一般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				特 定 財 源					
				国県支出金	地方債	その他	一般財源		
1. 一般管理費	591,433	△323	591,110			34	△357	3. 職員手当等 10. 需用費 11. 役務費 18. 負担金、補助及び交付金	88 通勤手当 438 消耗品費 2,409 光熱水費 601 修繕料 257 手数料 △4,116 ふるさと広域連合負担金(管理)
3. 財政管理費	841,530	△3,176	838,354			△2,500	△676	7. 報償費 8. 旅費 10. 需用費 11. 役務費 12. 委託料	△136 報償金 △88 費用弁償 △60 消耗品費 食糧費 △178 通信運搬費 △2,714 事業レビュ一実施支援業務委託料
5. 財産管理費	210,284	2,712	212,996				2,712	10. 需用費 11. 役務費	525 光熱水費 2,187 鑑定料
7. 企画費	234,996	3,150	238,146				3,150	3. 職員手当等 12. 委託料	150 時間外勤務手当 3,000 技術顧問業務委託料
9. 電算機管理費	145,006	△8,365	136,641	△8,366			1	12. 委託料	△8,365 行政システム標準化・手続きデジタル化対応システム改修委託料
10. 分庁管理費	47,528	△2,304	45,224				△2,304	10. 需用費	1,609 光熱水費

一 般 (単位：千円)

										12. 委託料	3,311	非常用発電機更新工事設計委託料	3,311
										14. 工事請負費	△7,224	非常用発電機更新工事	△7,224
11. 新型コロナウイルス感染症対策費	363,206	1,743	364,949	490				1,253		10. 需用費	980	消耗品費	980
12. 諸費	118,697	712	119,409				712			18. 負担金、補助及び交付金	763	国営造成施設等電気価格高騰対策支援事業補助金	763
計	2,635,609	△5,851	2,629,758	△7,876			4,491			16. 公有財産購入費	712	土地	712

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

1. 税務総務費	68,972	192	69,164				192			3. 職員手当等	192	扶養手当	46
2. 賦課徴収費	47,448	1,067	48,515				1,067			1. 報酬	271	会計年度任用短時間勤務職員	271
										8. 旅費	14	費用弁償	14
										18. 負担金、補助及び交付金	782	ふるさと広域連合負担金(滞納整理)	782
計	116,420	1,259	117,679				1,259						

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民登録費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他	金額			
1. 戸籍住民登録費	62,789	50	62,839				50	3. 職員手当等	50	時間外勤務手当
計	62,789	50	62,839				50			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	256,869	2,325	259,194	1,592			733	27. 繰出金	2,325	国保 (基盤安定)	2,288
4. 隣保館運営費	13,699	574	14,273	430			144	10. 需用費	574	光熱水費	574
9. 障がい者福祉費	628,679	△6,980	621,699	△5,250			△1,730	18. 負担金、補助及び交付金	20	障がい福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金負担金	20
10. 介護保険事業費	337,747	△7,756	329,991	△7,730			△26	19. 扶助費	△7,000	更生医療給付費	△7,000
								18. 負担金、補助及び交付金	△7,730	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	△7,730
								27. 繰出金	△26	介護保険 (介護給付費等繰出)	△26
11. 後期高齢者医療費	342,853	212	343,065	△1,144			1,356	18. 負担金、補助及び交付金	1,737	後期高齢者医療広域連合共通経費負担金	△897
								27. 繰出金	△1,525	療養給付費負担金 (過年度分)	2,634
計	1,802,050	△11,625	1,790,425	△12,102			477			後期高齢 (基盤安定)	△1,525

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

一般 (単位: 千円)

1. 児童福祉総務費	881,145	△75	881,070	△186		111	3. 職員手当等	206	扶養手当 時間外勤務手当 児童手当	11 120 75
							10. 需用費	360	消耗品費 光熱水費 修繕料	69 216 75
2. 保育所運営費	491,859	3,150	495,009			3,150	14. 工事請負費	△707	八橋放課後児童クラブ空調取替工事	△707
							17. 備品購入費	66	庁用器具	66
計	1,440,462	3,075	1,443,537	△186		3,261	10. 需用費	3,150	燃料費 光熱水費 賄材料費	202 2,878 70

(款) 3. 民生費 (項) 3. 生活保護費

2. 生活保護扶助費	154,624	21,444	176,068	16,083		5,361	19. 扶助費	21,444	医療扶助 介護扶助	18,786 2,658
計	156,333	21,444	177,777	16,083		5,361				

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

2. 予防費	81,102	270	81,372	162		108	12. 委託料	270	産後ケア事業委託料	270
3. 健康づくり推進事業費	48,784	450	49,234			450	10. 需用費	450	印刷製本費	450
4. 環境衛生費	24,066	194	24,260			194	10. 需用費	194	光熱水費	194
計	243,631	914	244,545	162		752				





(款) 5. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

一 般 (単位: 千円)

1. 林業総務費	3,790	54	3,844				54	3. 職員手当等	54	54	扶養手当	33
計	42,339	54	42,393				54				期末手当	12
											勤勉手当	9

(款) 5. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

1. 水産業総務費	11,575	15,000	26,575	10,000			5,000	18. 負担金、補助及び交付金	15,000		もうかる6次化・農工商連携支援事業補助金	15,000
計	11,575	15,000	26,575	10,000			5,000					

(款) 6. 商工費 (項) 1. 商工費

3. 観光費	206,125	11,570	217,695		11,000		570	10. 需用費	570		消耗品費	300
計	291,213	11,570	302,783		11,000		570	14. 工事請負費	11,000		光熱水費	270
											ポート赤碕内通路リニューアル工事	11,000

(款) 7. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

1. 道路維持費	63,663	781	64,444				781	10. 需用費	781		光熱水費	781
計	406,149	781	406,930				781					

(款) 7. 土木費 (項) 3. 河川費

1. 河川維持費	14,400	2,800	17,200		2,300		500	14. 工事請負費	2,800		河内川河床掘削工事	300
計	14,400	2,800	17,200		2,300		500				河川維持修繕工事	2,500

(款) 7. 土木費 (項) 4. 都市計画費 一般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
2. 公共下水道事業費	396,374	6,600	402,974			△200	24. 積立金	△200	下水道事業推進基金積立金
計	401,291	6,600	407,891			△200	27. 繰出金	6,800	下水道事業会計繰出金

(款) 8. 消防費 (項) 1. 消防費

1. 常備消防費	240,899	3,290	244,189				18. 負担金、補助及び交付金	3,290	ふるさと広域連合負担金 (消防費運営)	3,290
2. 非常備消防費	36,761	255	37,016				10. 需用費	255	光熱水費	255
計	290,115	3,545	293,660					3,545		

(款) 9. 教育費 (項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	87,362	7,406	94,768				10. 需用費	7,406	光熱水費	6,406
2. 教育振興費	27,570	1,686	29,256			1,685	12. 委託料	1,000	小学校除雪委託料	1,000
							17. 備品購入費	1	教材備品 図書	1,186
計	114,932	9,092	124,024			1,685		7,407		500

(款) 9. 教育費 (項) 3. 中学校費 (単位: 千円)

1. 学校管理費	56,586	4,703	61,289			4,703	10. 需用費	4,503	光熱水費	4,503
計	84,247	4,703	88,950			4,703	12. 委託料	200	中学校除雪委託料	200

(款) 9. 教育費 (項) 4. 社会教育費

5. 生涯学習センター運営費	36,965	5,100	42,065			5,100	10. 需用費	5,100	燃料費 光熱水費	2,200 2,900
計	297,925	5,100	303,025			5,100				

(款) 9. 教育費 (項) 5. 保健体育費

3. 体育施設費	34,363	1,967	36,330			1,967	10. 需用費	1,967	燃料費	167
4. 給食センター運営費	171,813	3,783	175,596			3,783	10. 需用費	3,783	光熱水費 光熱水費 賄材料費	1,800 3,568 215
計	232,040	5,750	237,790			5,750				

(款) 10. 災害復旧費 (項) 1. 農林水産業災害復旧費

1. 現年発生農地災害復旧費	20	100	120	50		50	14. 工事請負費	100	農地災害復旧工事	100
2. 現年発生農業用施設災害復旧費	520	5,135	5,655	3,250	1,600	285	10. 需用費	135	消耗品費	135
計	55,560	5,235	60,795	3,300	1,600	335	14. 工事請負費	5,000	農業用施設災害復旧工事	5,000

(款) 12. 諸支出金 (項) 1. 諸費 一般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 国県支出金 返納金	35,538	12,510	48,048			21	12,489	22. 償還金、利 子及び割引 料	12,510	返納金 12,510
計	35,538	12,510	48,048			21	12,489			

(款) 13. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	16,497	611	17,108				611		611	
計	16,497	611	17,108				611			

議案第126号

令和4年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和4年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,670千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,017,737千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月8日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金		1,480,234	1,345	1,481,579
	1. 県補助金	1,480,234	1,345	1,481,579
7. 繰入金		149,843	2,325	152,168
	1. 一般会計繰入金	149,843	2,325	152,168
歳入	合計	2,014,067	3,670	2,017,737

国保 (単位: 千円)

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		24,997	203	25,200
	1. 総務管理費	24,940	203	25,143
2. 保険給付費		1,455,330	1,345	1,456,675
	2. 高額療養費	194,463	1,345	195,808
3. 国民健康保険事業費納付金		495,750	0	495,750
	1. 医療給付費分	346,604	0	346,604
	2. 後期高齢者支援金等分	115,338	0	115,338
10. 予備費	3. 介護納付金分	33,808	0	33,808
		2,011	2,122	4,133
歳出	1. 予備費	2,011	2,122	4,133
	合計	2,014,067	3,670	2,017,737

国保 (単位: 千円)



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金	1,480,234	1,345	1,481,579
7. 繰入金	149,843	2,325	152,168
歳 入 合 計	2,014,067	3,670	2,017,737

国保 (単位:千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	補正額の財源内訳				
			計	特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	24,997	203	25,200			203	
2. 保険給付費	1,455,330	1,345	1,456,675	1,345			
3. 国民健康保険事業費納付金	495,750	0	495,750			2,122	△2,122
10. 予備費	2,011	2,122	4,133				2,122
歳 出 合 計	2,014,067	3,670	2,017,737	1,345		2,325	0

国保 (単位:千円)

## 2. 歳入

### (款) 4. 県支出金 (項) 1. 県補助金

国保 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 保険給付費等交付金	1,480,234	1,345	1,481,579	1. 普通交付金	1,345	普通交付金
計	1,480,234	1,345	1,481,579			

### (款) 7. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

1. 一般会計繰入金	149,843	2,325	152,168	1. 一般会計繰入金	2,325	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分) 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) 未就学児均等割保険税繰入金 職員給与費等繰入金	860 1,428 △166 203
計	149,843	2,325	152,168				

### 3. 歳出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	補正額の財源内訳				節		説明
			特定財源		一般財源		区分	金額	
			国県支出金	地方債その他	国県支出金	地方債その他			
1. 一般管理費	23,042	203		203		3. 職員手当等	38	38	住手当
計	24,940	203		203		12. 委託料	165	165	国保システム国保制度改正対応委託料

(款) 2. 保険給付費 (項) 2. 高額療養費

1. 一般被保険者高額療養費	194,453	1,345	195,798	1,345		18. 負担金、補助及び交付金	1,345	1,345	高額療養費
計	194,463	1,345	195,808	1,345					

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金 (項) 1. 医療給付費分

1. 一般被保険者医療給付費分	346,604	0	346,604		1,511				財源組替
計	346,604	0	346,604		1,511				

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金 (項) 2. 後期高齢者支援金等分

1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	115,338	0	115,338		507				財源組替
計	115,338	0	115,338		507				

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金 (項) 3. 介護納付金分 国保 (単位: 千円)

1. 介護納付金分	33,808	0	33,808			104	△104		財源組替
計	33,808	0	33,808			104	△104		

(款) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	2,011	2,122	4,133				2,122		
計	2,011	2,122	4,133				2,122		

## 議案第127号

### 令和4年度琴浦町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和4年度琴浦町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ698千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,262,503千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月8日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

# 第 1 表 歳入歳入歳出予算補正

歳入 介護 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		573,109	120	573,229
	1. 国庫負担金	374,979	455	375,434
4. 支払基金交付金	2. 国庫補助金	198,130	△335	197,795
	1. 支払基金交付金	575,984	△351	575,633
5. 県支出金	1. 支払基金交付金	575,984	△351	575,633
		307,917	△617	307,300
7. 繰入金	1. 県負担金	290,665	△455	290,210
	2. 県補助金	17,252	△162	17,090
9. 諸収入		336,966	△26	336,940
	1. 一般会計繰入金	329,947	△26	329,921
歳入		6,123	176	6,299
	1. 延滞金、加算金及び過料	2	176	178
歳入	合計	2,263,201	△698	2,262,503

歳 出		介 護 (単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		67,927	136	68,063
	3. 介護認定審査会費	5,206	136	5,342
2. 保険給付費		2,048,464	0	2,048,464
	1. 介護サービス等諸費	1,915,700	10,200	1,925,900
	2. 介護予防サービス等諸費	28,500	800	29,300
	4. 高額介護サービス等費	45,100	△1,000	44,100
	5. 特定入所者介護サービス等費	56,100	△10,000	46,100
3. 地域支援事業費		90,273	△1,300	88,973
	2. 介護予防・生活支援サービス事業費	58,048	0	58,048
	3. 一般介護予防事業費	28,014	△1,300	26,714
6. 予備費		165	466	631
	1. 予備費	165	466	631
歳 出	合 計	2,263,201	△698	2,262,503



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	573,109	120	573,229
4. 支払基金交付金	575,984	△351	575,633
5. 県支出金	307,917	△617	307,300
7. 繰入金	336,966	△26	336,940
9. 諸収入	6,123	176	6,299
歳 入 合 計	2,263,201	△698	2,262,503

介 護 (単位: 千円)

(歳出) 介護 (単位: 千円) 補正額の財源内訳

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財		その他	
				特 国県支出金	定 地方債		
1. 総務費	67,927	136	68,063			136	
3. 地域支援事業費	90,273	△1,300	88,973	△497		△803	
6. 予備費	165	466	631			466	
歳出合計	2,263,201	△698	2,262,503	△497		△201	

## 2. 歳入

(款) 3. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金 (単位：千円) 介 護

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 介護給付費負担金	374,979	455	375,434	1. 現年度分	455	介護給付費等負担金
計	374,979	455	375,434			

(款) 3. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

2. 地域支援事業交付金 (介護予防事業)	21,227	△335	20,892	1. 現年度分	△335	介護予防事業
計	198,130	△335	197,795			

(款) 4. 支払基金交付金 (項) 1. 支払基金交付金

2. 地域支援事業支援交付金	23,051	△351	22,700	1. 現年度分	△351	地域支援事業支援交付金
計	575,984	△351	575,633			

(款) 5. 県支出金 (項) 1. 県負担金

1. 介護給付費負担金	290,665	△455	290,210	1. 現年度分	△455	介護給付費等負担金
計	290,665	△455	290,210			

(款) 5. 県支出金 (項) 2. 県補助金

1. 地域支援事業交付金 (介護予防事業)	10,613	△162	10,451	1. 現年度分	△162	介護予防事業
計	17,252	△162	17,090			

(款) 7. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金 介護 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. その他一般会計繰入金	34,137	136	34,273	2. 事務費繰入金	136	事務費繰入金 136
3. 地域支援事業繰入金 (介護予防事業)	10,613	△162	10,451	1. 現年度分	△162	介護予防事業 △162
計	329,947	△26	329,921			

(款) 9. 諸収入 (項) 1. 延滞金、加算金及び過料

1. 第1号被保険者延滞金	1	176	177	1. 第1号被保険者延滞金	176	第1号被保険者延滞金 176
計	2	176	178			

### 3. 歳出

#### (款) 1. 総務費 (項) 3. 介護認定審査会費

介護 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	補正額の計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債その他					
1. 介護認定審査会費	3,776	△194	3,582		△194		18. 負担金、補助及び交付金	△194	ふるさと広域連合負担金 (認定審査会)	△194
2. 認定調査等費	1,430	330	1,760			330	12. 委託料	330	要介護認定調査委託料	330
計	5,206	136	5,342			136				

#### (款) 2. 保険給付費 (項) 1. 介護サービス等諸費

1. 介護サービス等諸費	1,915,700	10,200	1,925,900	4,096	6,104		18. 負担金、補助及び交付金	10,200	福祉用具購入費 住宅改修費 サービス計画費 地域密着型サービス給付費	500 △300 5,000 5,000
計	1,915,700	10,200	1,925,900	4,096	6,104					

#### (款) 2. 保険給付費 (項) 2. 介護予防サービス等諸費

1. 介護予防サービス等諸費	28,500	800	29,300	321	479		18. 負担金、補助及び交付金	800	居宅サービス給付費 住宅改修費 サービス計画費 地域密着型サービス給付費	200 200 600 △200
計	28,500	800	29,300	321	479					

(款) 2. 保険給付費 (項) 4. 高額介護サービス等費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
1. 高額介護サービス等費	45,100	△1,000	44,100	△401		△599	18. 負担金、補助及び交付金	△1,000 高額医療・高額介護サービス費	△1,000
計	45,100	△1,000	44,100	△401		△599			

(款) 2. 保険給付費 (項) 5. 特定入所者介護サービス等費

1. 特定入所者介護サービス等費	56,100	△10,000	46,100	△4,016		△5,984	18. 負担金、補助及び交付金	△10,000	特定入所者介護サービス費	△10,000
計	56,100	△10,000	46,100	△4,016		△5,984				

(款) 3. 地域支援事業費 (項) 2. 介護予防・生活支援サービス事業費

1. 介護予防・生活支援サービス事業費	56,758	600	57,358	215		385	18. 負担金、補助及び交付金	600	訪問型サービス	600
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	1,290	△600	690	△363		△237	12. 委託料	△600	介護予防ケアマネジメント委託料	△600
計	58,048	0	58,048	△148		148				

(款) 3. 地域支援事業費 (項) 3. 一般介護予防事業費

介護 (単位: 千円)

1. 一般介護予防事業費	28,014	△1,300	26,714	△349		△951	12. 委託料	△1,300	二一欠調査委託料	△1,300
計	28,014	△1,300	26,714	△349		△951				

(款) 6. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	165	466	631			466		466		
計	165	466	631			466				

議案第128号

令和4年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,525千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249,887千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。



令和4年12月8日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入	歳 出	予 算	補 正	後 期	(単位：千円)
款	款	前 額	額	計	
3. 繰入金		70,158	△1,525	68,633	
		70,158	△1,525	68,633	
歳 入		251,412	△1,525	249,887	

歳 出	予 算	補 正	後 期	(単位：千円)
款	前 額	額	計	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	247,810	△1,525	246,285	
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	247,810	△1,525	246,285	
歳 出	251,412	△1,525	249,887	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	後 期 (単位:千円)	
			計	計
3. 繰入金	70,158	△1,525	68,633	
歳 入 合 計	251,412	△1,525	249,887	

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	後 期 (単位:千円)			
				補正額の財源内訳			
				特 定	財 源	一 般 財 源	
国県支税金	地 方 債	そ の 他					
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	247,810	△1,525	246,285		△1,525		
歳 出 合 計	251,412	△1,525	249,887		△1,525		

## 2. 歳入

(款) 3. 歳入金 (項) 1. 一般会計繰入金 後 期 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 保険基盤安定繰入金	68,800	△1,525	67,275	1. 保険基盤安定繰入金	△1,525	保険基盤安定繰入金 △1,525
計	70,158	△1,525	68,633			

## 3. 歳出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金 後 期 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	247,810	△1,525	246,285			△1,525		18. 負担金、補助及び交付金	△1,525	負担金
計	247,810	△1,525	246,285			△1,525				

# 議案第129号

## 令和4年度琴浦町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和4年度琴浦町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度琴浦町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			支 出
第1款 水道事業費用	272,389千円	1,016千円	273,405千円
第1項 営業費用	251,862千円	1,016千円	252,878千円

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	32,467千円	105千円	32,572千円

令和4年12月8日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長

大平高志

令和4年度 琴浦町水道事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的收入及び支出

支出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1	水道事業費用		272,389	1,016	273,405
	1	営業費用			
		1 原水及び浄水費	251,862	1,016	252,878
		2 配水及び給水費	27,002	736	27,738
		4 総係費	37,115	232	37,347
			31,636	48	31,684

令和4年度 琴浦町水道事業会計補正予算(第3号)説明書

収益的收入及び支出

支 出	款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	明 細		
						節	金額 (千円)	附記
1 水道事業費用 1) 営業費用	1 原水及び浄水費		272,389	1,016	273,405			
			251,862	1,016	252,878			
			27,002	736	27,738			
	2 配水及び給水費		37,115	232	37,347	160 光熱水費	30 水源地電灯代	30千円
						240 動力費	706 取水用水中ポンプ等電力料	706千円
						020 手当	105 時間外手当	105千円
						160 光熱水費	3 配水施設電灯代	3千円
	4 総係費		31,636	48	31,684	240 動力費	124 加圧ポンプ等電力料	124千円
						180 通信運搬費	38 郵券代	38千円
						340 公課費	10 印紙代	10千円



# 令和4年度琴浦町水道事業キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

間接法により作成

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	32,980
減価償却費	150,482
資産減耗費	1,339
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	20
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	21
長期前受金戻入額	△ 29,329
受取利息及び受取配当金	△ 68
支払利息	18,476
有形固定資産売却損益 (△は益)	△ 1
未収金の増減額 (△は増加)	2,917
未払金の増減額 (△は減少)	△ 42,961
小計	<u>133,876</u>
利息及び配当金の受取額	68
利息の支払額	<u>△ 18,476</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>115,468</u>
(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△ 237,926
他会計からの繰入金による収入	<u>10,000</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 227,926</u>
(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	178,200
企業債の償還による支出	△ 98,623
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>79,577</u>
資金増加額 (又は減少額)	△ 32,881
資金期首残高	<u>396,408</u>
資金期末残高	<u><u>363,527</u></u>

令和4年度琴浦町水道事業予定貸借対照表  
(令和5年3月31日)

(単位:円)

資産の部

1 固定資産			
(1)有形固定資産			
イ 土地		35,865,789	
ロ 建物	53,619,485		
ハ 構築物	△ 31,966,167	21,653,318	
ニ 構築物減価償却累計額	6,355,412,357		
ホ 機械及び装置	△ 2,881,907,227	3,473,505,130	
ヘ 機械及び装置減価償却累計額	438,843,352		
ト 車両及び運搬具	△ 303,693,561	135,149,791	
チ 車両及び運搬具減価償却累計額	2,936,729		
リ 工具器具及び備品	△ 2,789,894	146,835	
レ 工具器具及び備品減価償却累計額	9,668,382		
ロ リース資産	△ 2,894,729	6,773,653	
リ リース資産減価償却累計額	0		
予 建設仮勘定	0	0	
有形固定資産合計		20,854,819	3,693,949,335
(2)無形固定資産			
イ 水道台帳ソフト		0	0
無形固定資産合計			0
固定資産合計			3,693,949,335
2 流動資産			
(1)現金預金		5,563,739	363,527,068
(2)未収金		△ 4,508,674	1,055,065
貸倒引当金			0
(3)貯蔵品			0
(4)前払金			0
(5)その他流動資産			0
流動資産合計			364,582,133
資産合計			<u>4,058,531,468</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		1,371,798,349	
(2) リース債務		0	
固定負債合計		<u>1,371,798,349</u>	1,371,798,349
4 流動負債			
(1) 企業債		84,061,046	
(2) リース債務		0	
(3) 未払金			
イ 営業未払金	4,878,136		
ロ 営業外未払金	1,000,000		
ハ その他の未払金	0		
未払金合計	<u>5,878,136</u>		
(4) 前受金	0		
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	2,096,000		
ロ 法定福利費引当金	428,000		
引当金合計	<u>2,524,000</u>		
(6) その他流動負債			
流動負債合計		<u>92,463,182</u>	92,463,182
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		1,163,856,916	
(2) 収益化累計額		<u>△ 462,049,118</u>	
繰延収益合計		<u>701,807,798</u>	
負債合計		<u>2,166,069,329</u>	

資本の部

6 資本金		
(1) 固有資本金	15,527,733	
(2) 出資金	236,902,137	
(3) 繰入資本金	373,269,128	
(4) 組入資本金	587,357,227	
資本金合計		1,213,056,225
7 剰余金		
(1) 資本剰余金	162,077,696	
イ 受贈財産評価額	8,408,681	
ロ 寄附金		
ハ その他資本剰余金	131,061,844	
資本剰余金合計		301,548,221
(2) 利益剰余金	0	
イ 減債積立金		
ロ 建設改良積立金	100,000,000	
ハ 当年度未処分利益剰余金	277,857,693	
利益剰余金合計		377,857,693
剰余金合計		679,405,914
資本合計		1,892,462,139
負債資本合計		4,058,531,468

議案第130号

令和4年度琴浦町下水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和4年度琴浦町下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度琴浦町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文を「収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中会計処理に係る委託費1,408千円の財源に充てるため、公営企業会計適用債1,200千円を借り入れる。」に改め、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	収 入		(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業収益	931,369千円			11,386千円	942,755千円
第2項 営業外収益	655,341千円			11,201千円	666,542千円
第3項 特別利益	22,549千円			185千円	22,734千円
		支	出		
第1款 下水道事業費用	927,857千円			11,000千円	938,857千円
第1項 営業費用	786,850千円			11,000千円	797,850千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 277,933千円」を「不足する額 278,133千円」、「当年度分損益勘定留保資金 258,856千円」を「当年度分損益勘定留保資金 259,056千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正予定額)		(計)
	(既決予定額)	収 入	
第1款 資本的収入	287,436千円	3,800千円	291,236千円
第1項 企業債	34,100千円	3,800千円	37,900千円
第1款 資本的支出	565,369千円		569,369千円
第1項 建設改良費	55,797千円	4,000千円	59,797千円

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のように改める。

起債の目的	補 正 前			補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	千円 25,300	証書借入又は証券発行	3.5%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率)	償還の方法 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 27,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

過疎対策事業 債	千円 8,800	証書借入又は証券発行	3.5%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その他の融資条件により、銀行の融資条件により、銀行の債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 10,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
公営企業会計 適用債	千円 0				千円 1,200	証書借入又は証券発行	3.5%以内 (但し、利率見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その他の融資条件により、銀行その他の債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	34,100				39,100			

第5条 予算第9条に定めた補助金の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
他会計補助金	359,863千円	11,200千円	371,063千円

令和 4 年 1 2 月 8 日 提出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志



令和4年度 琴浦町下水道事業会計補正予算 (第4号)実施計画

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 下水道事業収益	02 営業外収益		931,369	11,386	942,755
		01 受取利息及び配当金	655,341	11,201	666,542
	03 特別利益		0	1	1
		02 他会計補助金	359,863	11,200	371,063
		02 過年度損益修正益	22,549	185	22,734
			22,549	185	22,734

支出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 下水道事業費用	01 営業費用		927,857	11,000	938,857
		03 処理場費	786,850	11,000	797,850
		05 総係費	118,178	11,200	129,378
			72,623	△ 200	72,423

資本的收入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本的收入			287,436	3,800	291,236
	01 企業債		34,100	3,800	37,900
		01 建設改良債		34,100	3,800

支出

款	項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本の支出			565,369	4,000	569,369
	01 建設改良費		55,797	4,000	59,797
		01 管路建設改良費		47,209	4,000

令和4年度 琴浦町下水道事業会計補正予算(第4号)説明書

収益的収入及び支出

収入	款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	明細		
						節	金額 (千円)	附記
1 下水道事業収益			931,369	11,386	942,755			
	02) 営業外収益		655,341	11,201	666,542			
		01 受取利息及び配当金	0	1	1	010 預金利息	1 普通預金利息	1千円
		02 他会計補助金	359,863	11,200	371,063	010 他会計補助金	一般会計操入金	11,200千円
03) 特別利益			22,549	185	22,734			
		02 過年度損益修正益	22,549	185	22,734	010 過年度損益修正益	185 過年度分農業集落排水使用料	185千円

支出

支出	款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	明細		
						節	金額 (千円)	附記
2 下水道事業費用	01) 営業費用		927,857	11,000	938,857			
			786,850	11,000	797,850			
		03 処理場費	118,178	11,200	129,378	140 光熱水費	電気使用料	11,200千円
		05 総係費	72,623	△ 200	72,423	320 負担金	一般会計操出金	△ 200千円

資本的収入及び支出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	明細	
					節	金額 (千円)
1 資本的収入		287,436	3,800	291,236		
01) 企業債		34,100	3,800	37,900		
	01 建設改良債	34,100	3,800	37,900		
					010 下水道事業債	1,900千円
					過疎対策事業債	1,900千円

支出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	明細	
					節	金額 (千円)
4 資本的支出		565,369	4,000	569,369		
01) 建設改良費		55,797	4,000	59,797		
	01 管路建設改良費	47,209	4,000	51,209		
					370 工事請負費	4,000
					舗装工事	4,000千円

## 令和4年度琴浦町下水道事業会計キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで：間接法により作成)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益	8,534	千円
減価償却費	556,214	千円
資産減耗費	11,320	千円
貸倒引当金の増減額(△は減少)	4,417	千円
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,652	千円
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	331	千円
長期前受金戻入額	△ 295,438	千円
受取利息及び受取配当金	△ 1	千円
支払利息及び企業債取扱諸費	123,609	千円
未収金の増減額(△は増加)	10,394	千円
未払金の増減額(△は減少)	△ 69	千円
小計	420,963	千円
利息及び配当金の受取額	1	千円
利息の支払額	△ 123,609	千円
業務活動によるキャッシュ・フロー	297,355	千円
(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△ 54,450	千円
国庫補助等による収入	8,034	千円
他会計からの繰入金による収入	52,298	千円
受益者負担金等による収入	19,025	千円
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,907	千円
(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー		
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	37,900	千円
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 509,571	千円
その他の企業債による収入	1,200	千円
その他の企業債の償還による支出	0	千円
出資金による収入	166,040	千円
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 304,431	千円
資金増加額(又は減少額)	17,831	千円
資金期首残高	23,048	千円
資金期末残高	40,879	千円

令和4年度 琴浦町下水道事業貸借対照表  
(令和5年3月31日)

資産の部

	円	円	円
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		611,054,681	
ロ 建物	571,743,050		
減価償却累計額	<u>△ 21,831,203</u>	549,911,847	
ハ 構築物	15,877,642,677		
減価償却累計額	<u>△ 419,409,391</u>	15,458,233,286	
ニ 機械及び装置	943,043,285		
減価償却累計額	<u>△ 113,106,400</u>	829,936,885	
ホ 車両及び運搬具	80,766		
減価償却累計額	<u>0</u>	80,766	
ヘ 工具器具及び備品	266,300		
減価償却累計額	<u>△ 86,617</u>	179,683	
ト 建設仮勘定			
有形固定資産合計		17,449,397,148	
(2) 無形固定資産			
無形固定資産合計		<u>5,340,002</u>	17,454,737,150
<b>固定資産合計</b>			
2 流動資産			
(1) 現金預金		40,878,578	
(2) 未収金			
貸倒引当金			
(3) 有価証券	10,531,024		
(4) 貯蔵品	<u>△ 4,417,199</u>	6,113,825	
(5) 前払費用		0	
(6) 前払金		0	
(7) その他流動資産		0	
流動資産合計		<u>0</u>	
<b>資産合計</b>			<u>46,992,403</u>
			<u>17,501,729,553</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
(2) リース債務			
<b>固定負債合計</b>		7,257,699,251	7,257,699,251
4 流動負債			
(1) 企業債		528,508,279	
(2) リース債務		0	
(3) 未払金			
イ 営業未払金	14,569,444		
ロ 営業外未払金	10,257,000		
ハ その他の未払金	0	24,826,444	
(4) 未払費用		0	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	1,652,015		
ロ 法定福利費引当金	330,269	1,982,284	
(6) その他流動負債			
<b>流動負債合計</b>			555,317,007
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	8,704,143,588		
(2) 収益化累計額	△ 295,438,326		
<b>繰延収益合計</b>			8,408,705,262
<b>負債合計</b>			<u>16,221,721,520</u>

資本の部

6 資本金			
(1) 固有資本金		756,346,529	
(2) 出資金		166,040,000	
(3) 組入資本金		0	
<b>資本金合計</b>			922,386,529
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	361,293		
ロ 国庫補助金	285,978,695		
ハ 県補助金	19,368,000		
ニ 他会計補助金	43,379,478		
<b>資本剰余金合計</b>		349,087,466	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	0		
ロ 当年度未処分利益剰余金	8,534,038	8,534,038	
<b>利益剰余金合計</b>			8,534,038
<b>剰余金合計</b>			<u>357,621,504</u>
<b>資本合計</b>			<u>1,280,008,033</u>
<b>負債資本合計</b>			<u>17,501,729,553</u>

議案第131号

財産の取得について

(新ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業用地)

次のとおり、新ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業用地を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- |   |       |                          |
|---|-------|--------------------------|
| 1 | 取得財産名 | 新ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業用地  |
| 2 | 取得場所  | 鳥取県東伯郡琴浦町大字出上130番地1 ほか5筆 |
| 3 | 取得面積  | 9,813 m <sup>2</sup>     |
| 4 | 取得期日  | 令和5年 1月 1日 ~ 令和5年 1月31日  |
| 5 | 買収金額  | 一金 52,008,900 円          |
| 6 | 契約者   | 個人6名                     |

令和4年12月8日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志



新ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業用地 取得場所一覧

整理番号	所有者番号	所在地	取得面積 (㎡)
1	1	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎 1 3 0 番地 1	7 9 9
2	2	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎 1 3 0 番地 2	2, 0 0 8
3	3	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎 1 3 1 番地 1	1, 9 0 2
4	4	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎 1 3 1 番地 2	1, 1 3 9
5	5	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎 1 3 1 番地 3	1, 1 3 7
6	6	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎 1 3 2 番地 1	2, 8 2 8
		合 計	9, 8 1 3

議案第132号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業森藤地区）に係る換地処分公告があった日の翌日から、次のとおり本町内の字の区域を変更する。

区域を変更する 字の名称	同左の区域（令和4年10月21日現在の地番による。）
大字森藤字八橋野ノ内立道手前	大字森藤字八橋野ノ内立道手前のうち371の2から371の5まで、371の16、371の18から371の21まで、371の24、371の28、371の29、371の31、371の32、371の60から371の66まで、372の1、372の3から372の5まで、372の9から372の12まで、372の15及びこれらと一体をなす町有地以外の区域
大字森藤字下山	大字森藤字下山の全域 森藤字八橋野ノ内立道手前371の2から371の5まで、371の16、371の18から371の21まで、371の24、371の28、371の29、371の31、371の32、371の60から371の66まで、372の1、372の3から372の5まで、372の9から372の12まで、372の15及びこれらと一体をなす町有地

令和4年12月8日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志